

木材保存剤等の認定有効期限の統一について

現在、木材保存剤等の認定の有効期限は、4月30日、5月31日、6月30日、7月31日、9月30日、12月31日となっておりますが、平成27年度第3回理事会で更新案内の漏れ防止、業務の効率化を図るため、平成28年2月29日より有効期限を以下の様に統一することが承認されましたのでご連絡致します。有効期限が短縮される製品が御座いますが、ご理解の程、宜しくお願い致します。

○4月30日、5月31日、6月30日、7月31日は、6月30日

○9月30日、12月31日は12月31日

参考:

1. 更新受付月（審査事務局）

①2月に有効期限4月30日、5月31日、6月30日、7月31日分を受付、5月に開催の当協会の理事会で審議し、有効期限6月30日付けの認定証が発行されます。

②7月に9月30日、12月31日分を受付、9月に開催の当協会の理事会で審議し、有効期限12月31日付けの認定証が発行されます。

2. 新規受付月（審査事務局）

3月及び9月

以上